

奈良県告示第三百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

令和六年三月八日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定の場所（令和六年二月二十日現在の地番による。）
北葛城郡広陵町大字三吉元大垣内方一五八番一及び一七五番二の各一部
- 二 申請者氏名 協栄ホーム株式会社 代表取締役 島田和弘
- 三 申請者住所 大阪市生野区巽南三丁目七番八号
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 四〇・三メートル
- 六 指定年月日 令和六年二月二十七日
- 七 指定番号 高土第R〇五〇八号